２　第十四・二十八条に規定する地理的表示であって、この協定の効力発生の日に附属書十四―Ｂに掲げられているものについては、保護を適用する日は、この協定の効力発生の日とする。

３　第十四・三十四条に規定する地理的表示であって、この協定の効力発生の日に附属書十四―Ｂに掲げられていないものについては、保護を適用する日は、同附属書の改正の効力発生の日とする。

４　両締約国は、地理的表示に先行し、かつ、抵触する商標が締約国において存在することが、当該締約国において、同種の商品についてのその後の地理的表示のこの協定に基づく保護を完全に妨げるものではないことを認識する。（注）

注　権限のある当局は、先行する既存の商標に抵触する地理的表示の保護について一定の条件を要求することができる。

５　締約国において地理的表示がこの協定に基づいて保護される前に、当該締約国において、商標が善意に出願され、若しくは登録された場合又は商標に関する権利が善意の使用により取得された場合には、この款の規定を実施するためにとられる措置は、これらの商標が当該地理的表示と同一又は類似のものであることを理由として、当該商標の登録の適格性若しくは有効性又は当該商標を使用する権利に影響を及ぼすものではない。

第十四・三十二条　保護の執行

各締約国は、自国の権限のある当局に対し、附属書十四―Ｂに掲げる地理的表示を保護するため、自国の法令に従い、職権により、又は利害関係者の要請により、適当な措置をとる権限を与える。

第十四・三十三条　例外

１　第十四・二十九条１の規定にかかわらず、一方の締約国は、農産品を特定する附属書十四―Ｂに掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大七年の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関係する商品には、真正の地理的原産地についての明瞭で視認することができる表示を付する。

２　第十四・二十九条１の規定にかかわらず、一方の締約国は、ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定する附属書十四―Ｂに掲げられている他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大五年の経過期間（注）の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する（貿易関連知的所有権協定第二十四条４の規定が適用される場合を除く。）。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関係する商品には、真正の地理的原産地についての明瞭で視認することができる表示を付する。

注　この２の規定にかかわらず、ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定するこの協定の効力発生の日の時点で附属書十四―Ｂに掲げられている地理的表示については、経過期間は、この協定の効力発生の日から最大二年とする。

３　各締約国は、消費者による誤認防止を確保する必要性を考慮して、１及び２に規定する先使用が自国の領域において地理的表示と区別されるような実際的条件を定めることができる。

４　１に規定する経過期間は、１に規定する他方の締約国の領域において生産される関係する商品に対する地理的表示の使用が他方の締約国の領域において適用される附属書十四―Ａに掲げる関係法令を遵守していない場合については、適用しない。

５　この款のいかなる規定も、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利に影響を及ぼすものではない。

第十四・三十四条　地理的表示の表の改正

１　両締約国は、第十四・二十八条に規定する地理的表示に関する異議申立ての手続及び審査を完了した後に、第十四・六十一条３及び４の規定に従い附属書十四―Ｂの地理的表示の表を両締約国が満足するように改正する可能性について合意する。

２　第十四・二十九条４の規定は、附属書十四―Ｂに掲げる地理的表示として保護される名称の追加について適用する。

３　この款のいかなる規定も、一方の締約国に対し、他方の締約国の地理的表示であって、他方の締約国の法令に従って保護されておらず、又は保護が終了したものを保護することを義務付けるものではない。各締約国は、原産地である締約国の領域において地理的表示の保護が終了した場合には、他方の締約国に通報する。

４　両締約国は、いずれかの締約国の要請があった場合には、附属書十四―Ｂに掲げる地理的表示の保護の継続に影響を及ぼす問題に関し、相互に受け入れることができる解決を得るため、同附属書の改正のための協議を行う。

５　両締約国は、この協定の効力発生の後可能な限り速やかに、附属書十四―Ｂにまだ掲げられていない締約国の領域を原産地とする商品を特定する既存の地理的表示であって当該締約国の法令に従って当該領域において保護されているものを同附属書の地理的表示の表に加えるための協議を開始する。一方の締約国は、他方の締約国に対し、他方の締約国の領域において保護されるために同附属書に加えることを求める地理的表示の一覧表並びにその明細書並びに当該地理的表示及びその明細書の日本語表記（英国の地理的表示に係るもの）又はローマ字表記（日本国の地理的表示に係るもの）を提供する。各締約国は、これらの情報の受領の後可能な限り速やかに、自国の法令に従い、当該地理的表示についての審査及び異議申立ての手続を実施する。当該審査及び異議申立ての手続の完了の後可能な限り速やかに、知的財産に関する専門委員会は、第十四・六十一条３の規定に従い、合同委員会に対し、地理的表示として保護される名称を加えるための同附属書の改正について勧告を行う。

第四款　意匠（注）

注　この款の規定の適用上、英国については、「意匠」とは、登録されたデザインをいう。

第十四・三十五条　意匠

１　各締約国は、独自に創作された新規性及び独創性（注１）のある意匠（製品（注２）の部分についての意匠を含み、当該部分が当該製品から分離することができるかどうかを問わない。）の保護について定める。当該保護は、登録により与えられるものとし、また、この条の規定に従い権利者に対して排他的権利を与える。

注１　この条の規定の適用上、締約国は、自国の法令に従って「独自の性質を有する」意匠を独創性のあるものと認めることができる。

注２　この１及び２の規定の適用上、日本国については、「製品」を「物品」と解釈する。

２　複合製品の構成部品を成す製品に適用され、又は組み込まれる意匠については、次の(a)及び(b)に定める要件（注）を満たす場合には、新規性及び独創性のあるものと認める。

注　締約国は、(a)及び(b)に定める要件に代えて、自国の法令に基づく要件に基づき、複合製品の構成部品を成す製品に適用され、又は組み込まれる意匠を新規性及び独創性のあるものと認めることができる。

(a)　複合製品に組み込まれた構成部品を当該複合製品の通常の使用（注）中に引き続き視認することができること。

注　この２の規定の適用上、「通常の使用」とは、最終使用者による使用をいい、保守、点検及び修理の作業を除く。

(b)　構成部品の視認することができる特徴がそれ自体で新規性及び創作性の要件を満たすこと。

３　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十六条２の規定に適合する方法により、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。

４　この条の規定は、この章又は各締約国の法令の規定であって、他の知的財産（商品の登録されていない外観、著作権、商標その他の識別性のある標識及び特許を含む。）に関するものの適用を妨げるものではない。

５　各締約国は、保護されている意匠の権利者の承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠と同一又は類似の意匠を用いており、又は含んでいる物品を商業上の目的で製造し、販売の申出をし、販売し、輸入し、又は輸出することを当該権利者が防止する権利を少なくとも有することを確保する。